

監査結果公表第22-4号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年10月1日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	谷沢千賀子
同	大松桂右

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成22年9月24日付け八政第92号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容
市長直轄組織総合計画策定プロジェクトチーム
〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
契約事務について 業務委託契約において、契約保証金を免除としているが、伺書にその根拠となる八尾市財務規則の条項等の記載のないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済(平成 22 年 3 月 25 日) 事務処理において、伺書に契約保証金の免除の根拠である八尾市財務規則第 122 条第 3 項を明記した上で、その理由を明確にし、処理を行うよう周知徹底しました。 また、伺書等において随意契約の適用条項や理由等の記入漏れがないようにチェックを強化し、不備が見られた場合は処理を再度行うよう、指示を徹底しています。

定期監査の結果に対する措置の内容

市長直轄組織行政改革課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
契約事務について 行政関与の基準見直し及び公民協働推進アクションプログラム策定支援事業者の選定につき、プロポーザル方式による募集がされているが、その応募要領の契約締結に係る部分で、契約保証金については免除する旨が記載されていた。八尾市財務規則第122条では契約保証金を免除できる場合を限定列挙しているが、上記のような募集については免除規定に該当する事業者のみ応募するとは限らないので、今後は適正な応募要領にて実施すること。	<p>措置状況 1. 措置済（平成22年4月1日）</p> <p>各種業務に係る事業者選定を行う場合で、八尾市財務規則第122条に該当しない事業者の応募が想定される際には、募集要領に「八尾市財務規則第122条に該当する場合は、契約保証金を免除できる」など明記するよう、所属職員に注意喚起をし改善に向け周知徹底を図りました。</p> <p>なお、提案型公共サービス実施制度モデル事業に係るプロポーザル手法を用いた提案募集要領を当課にて作成した際には、指摘事項を踏まえ、上記の項目を明記いたしました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

各課共通事務

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 文書事務について</p> <p>(1) 文書の收受に際して受付をしていないものや文書処理簿において府外からの依頼文書等で受信番号と発信番号を同一番号で処理していないもの、受発信者の記載が漏れているものが見受けられたので、適正に処理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成22年4月1日）</p> <p>文書の收受に際しては受付を徹底するように、所属職員に周知徹底しました。 また、府外からの依頼文書等の文書処理においては、受信番号と発信番号を必ず同一番号で処理するとともに、受発信者の記載についても、適正な文書処理を図っております。</p> <p>(秘書課、政策推進課)</p>
<p>(2) 伺書等において起案番号簿と実際の伺書とで番号が相違しているもの、決裁区分の記載が漏れているもの、施行日等の記載のないもの、公開に関する記載が不適切なもの、廃棄年月を誤っているもの等が見受けられたので、適正に処理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成22年4月1日）</p> <p>伺書作成の際には、起案番号、決裁区分、施行日、廃棄年月等の記載に当たり適切な処理を行うよう、所属職員に注意喚起をし改善に向け周知徹底を図りました。</p> <p>(秘書課、行政改革課)</p>